

城東区広報誌「ふれあい城東」企画編集会議設置要綱

(設置)

第1条 城東区役所に城東区広報誌「ふれあい城東」企画編集会議を置く。

(目的)

第2条 城東区広報誌「ふれあい城東」の発行に関し、企画編集体制を確立することにより、区役所の情報発信機能の強化を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 企画編集会議は、区長、副区長、企画担当課長、企画調整担当課長代理、広報担当職員をもって構成する。

(会議)

第4条 企画編集会議は、区長が招集するものとする。

2 企画編集会議における議長は区長とする。ただし、区長が出席できないときは、副区長が議長となる。

3 区長が必要と認めるときは、企画編集会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(企画編集会議の決議事項)

第5条 企画編集会議は、次に掲げる事項について決議するものとする。

(1) 城東区広報誌「ふれあい城東」の企画編集の方針に関すること。

- (2) 城東区広報誌「ふれあい城東」に掲載する記事及び内容についての基本事項の決定に関すること。
- (3) その他区長が必要と認める事項に関すること。

(庶務)

第6条 企画編集会議の庶務は、総務課（総合企画）の広報担当において行う。

(施行の細則)

第7条 本要綱の施行について必要な事項は、区長が定める。

附則

この要綱は、平成27年4月27日から施行する。（要綱制定）

平成29年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正